

平成30年7月豪雨からの復旧に取り組む皆さまを応援します!!

資料10-1

「宇治茶生産確保緊急対策事業」 のご案内



平成30年7月豪雨により被災した宇治茶の生産の復旧・回復を目的とした、樹勢回復のための追加施肥や追加防除に要した肥料や農薬を購入する経費を支援します。

事業概要

☆対象経費：茶樹平成30年7月豪雨により被災した茶樹の樹勢回復のため、10月末までに行われる追加施肥や追加防除に要する肥料、農薬費



▼事業活用可能用途

用途	茶
防除用農薬	○
樹勢回復用肥料	○

☆助成額：対象経費の1 / 2以内 ※事業費限度額は、裏面参照。

☆補助対象者：

3戸以上の農業者（府内の販売農家）が組織する団体等

申請締切

第一次締切：平成30年8月31日（金）まで
第二次締切：平成30年9月28日（金）まで

※事業の詳細は
裏面をご覧ください

事業内容

対象となる方

3戸以上の農業者（府内の販売農家）が組織する団体等

支援対象・助成額

平成30年7月豪雨による被害の復旧のため、平成30年10月末までに施用等されたものが対象です。

【対象経費】茶樹の樹勢回復のための追加施肥や追加防除に要した肥料、農薬費

*生産履歴等で「掛かり増し」施用が確認できるもの

【助成額】対象経費の1/2又は次の事業費限度額に施用面積を乗じた額の1/2のいずれか低い額を限度額とします。 ※千円未満切り捨て

▼事業活用可能用途および10aあたり事業費限度額

用途	茶
防除用農薬	4,000円
樹勢回復用肥料	4,000円

※防除用農薬、樹勢回復用肥料について、生育回復の状況により、複数回施用された場合は、本金額に施用回数に乗じた額を限度額とします。
※ただし、他の事業との重複申請は不可です。

【助成額の計算例】

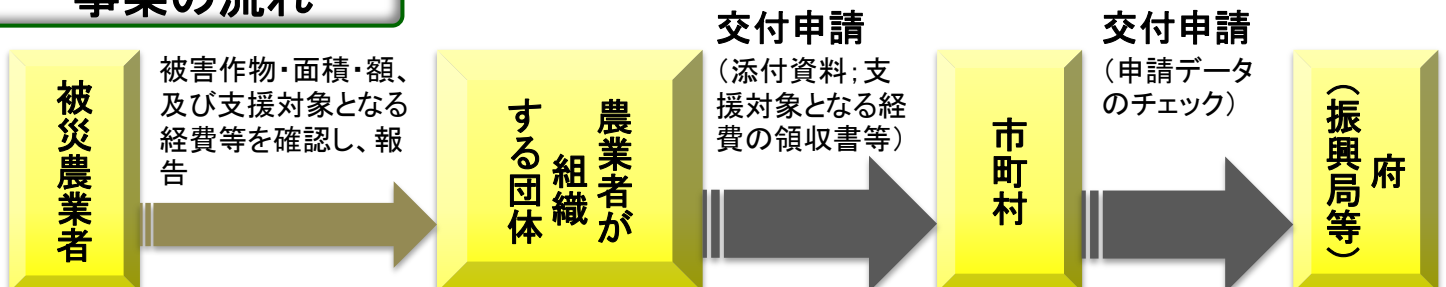
茶園70aに対して3万円の防除用農薬を購入した場合、

(A) 対象経費の1/2は、
 $30,000円 \times 1/2 = 15,000円$

(B) 事業費限度額は、
 $4,000円 \times 7 \times 1/2 = 14,000円$

(A) > (B) となるので、
助成額は14,000円

事業の流れ



※同様に実績報告書の提出も必要です。(領収証、レシート、導入資材の写真等の証拠書類が必要です)

お問い合わせ先

京都府農林水産部農産課（京都府庁）

TEL 075-414-4944

山城広域振興局（農林商工部企画調整室：宇治総合庁舎）

TEL 0774-21-3211

南丹広域振興局（農林商工部企画調整室：亀岡総合庁舎）

TEL 0771-22-0371

中丹広域振興局（農林商工部企画調整室：舞鶴総合庁舎）

TEL 0773-62-2743

丹後広域振興局（農林商工部企画調整室：峰山総合庁舎）

TEL 0772-62-4315